

議案第 73 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本義会の議決を求める。

平成 18 年 6 月 9 日

三朝町長 吉田秀光

平成 18 年 6 月 16 日 原案可決

三朝町議會議長 牧田武文

1 無償譲渡する財産の内容

施設の名称 間伐材等小径木加工施設（愛称：木工センター）

建 物

所 在 東伯郡三朝町大字大柿 594 番地の 1

構 造 木造平屋建て 3 棟

面 積 383.49 m²

建物に付帯する設備 一式

2 無償譲渡する相手方

所 在 東伯郡三朝町大字本泉 381 番地

名 称 有限会社グリーンサービス

代表取締役 坂根 國之

3 無償譲渡の理由

所期の目的を達成したため、用途を廃止し、隣接施設の管理運営者である有限会社グリーンサービスへ無償譲渡することで、一体的な施設運営を行い農林業等地域の振興に寄与することとした。